

平成27年第5回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成27年9月18日（金曜日） 午前11時10分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 認定第 1号 平成26年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 4 認定第 2号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について
(決算特別委員会審査報告)
- 第 5 認定第 3号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
(決算特別委員会審査報告)
- 第 6 認定第 4号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
(決算特別委員会審査報告)
- 第 7 認定第 5号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
(決算特別委員会審査報告)
- 第 8 認定第 6号 平成26年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
(決算特別委員会審査報告)
- 第 9 認定第 7号 平成26年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
(決算特別委員会審査報告)
- 第10 認定第 8号 平成26年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
(決算特別委員会審査報告)
- 第11 選挙第 5号 羽幌町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第12 発議第17号 羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第13 発議第18号 議員の派遣について
- 第14 発議第19号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第15 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める
意見書の提出について
- 第16 意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○出席議員（11名）

1番	村田定人君	2番	金木直文君
3番	阿部和也君	4番	船本秀雄君
5番	小寺光一君	6番	熊谷俊幸君
7番	平山美知子君	8番	磯野直君
9番	逢坂照雄君	10番	寺沢孝毅君
11番	森淳君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	駒井久晃君
副町長	江良貢君
教育長	山口芳徳君
教育委員会委員長	森弘子君
監査委員	鈴木典生君
農業委員会会長	高見忠芳君
会計管理者	今野睦子君
総務課長	飯作昌巳君
総務課主幹	敦賀哲也君
総務課総務係長	伊藤雅紀君
総務課職員係長	棟方富輝君
地域振興課長	酒井峰高君
地域振興課主幹	丹羽浩二君
地域振興課 政策推進係長	富樫潤君
財務課長	三浦義之君
財務課財政係長	葛西健二君
財務課税務係長	更科信輔君
町民課長	室谷眞二君
町民課 総合受付係長	蟻戸貴之君
町民課住宅係長	近藤優樹君
福祉課長	熊木良美君
福祉課 社会福祉係長	門間憲一君

福祉課子ども係長	宇野延仁君
福祉課 国保医療年金係長	室谷みどり君
健康支援課長	更科滋子君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課 介護保険係長	金丸貴典君
健康支援課 保健係長	村上達君
建設水道課長	三上敏文君
建設水道課主幹	宮崎寧大君
建設水道課 土木港湾係長	山川恵生君
農林水産課長	鈴木繁君
農林水産課主幹	上田章裕君
農林水産課主幹	渡辺博樹君
農林水産課 農政係長	佐々木慎也君
商工観光課長	大平良治君
天売支所長	木村和美君
焼尻支所長	高橋伸君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	春日井征輝君
学校管理課 総務係長	杉野浩君
学校管理課 学校教育係長	藤井延佳君
社会教育課長 兼公民館長	湊正子君
社会教育課長補佐	永原裕己君
社会教育課 社会教育係長	大西将樹君
農業委員会 事務局長	今村裕之君
選挙管理委員会 事務局長	飯作昌巳君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上	顕君
総務係長	清水	聡志君
書記	土清水	彬君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前11時10分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 村田定人君 2番 金木直文君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎認定第1号～認定第8号

○議長（森 淳君） 日程第3、認定第1号 平成26年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第2号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第3号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第4号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第5号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第6号 平成26年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第7号 平成26年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第8号 平成26年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、以上8件を一括議題とします。

本案については、本議会において羽幌町各会計決算特別委員会に付託した事件であり、その審査結果について、会議規則第77条の規定により、各会計決算特別委員会委員長から報告を求めます。

羽幌町各会計決算特別委員会委員長、磯野直君。

○各会計決算特別委員会委員長（磯野 直君）

平成27年 9月18日

羽幌町議会議長 森 淳 様

委員会審査報告

- 認定第1号 平成26年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成26年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成26年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成26年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

本委員会に付託された上記事件の審議結果について、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 1 付託された議会 平成27年 9月17日 (第5回定例会)
- 2 委員会開催年月日 平成27年 9月17日～18日
- 3 審査の経過及び結果
 - (1) 地方自治法第233条第3項及び同条第4項に基づき監査委員から「決算審査意見書」について説明を求めた。
 - (2) 理事者側(財務課長、建設水道課長)から決算書及び同認定資料について、それぞれ説明を求めた。

これらの説明は詳細になされ、委員会では本案件を慎重に審議した結果、水道事業剰余金の処分、及び各会計ともに原案可決及び認定すべきと決定したので報告する。

以上です。

○議長(森 淳君) 本案については、全議員の委員をもって構成する各会計決算特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑及び討論を省略することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

これから認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定すべきとするものであります。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決及び認定することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、委員長報告どおり可決

及び認定することに決定しました。

◎選挙第5号

○議長（森 淳君） 日程第11、選挙第5号 羽幌町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

羽幌町選挙管理委員会の委員に、桑門孝明氏、住所、羽幌町南3条6丁目1番地、生年月日、昭和27年7月11日、藤井裕介氏、住所、羽幌町北大通2丁目14番地の1、生年月日、昭和24年12月8日、佐藤和史氏、住所、羽幌町南2条6丁目10番地、生年月日、昭和34年4月1日、大窪敦子氏、住所、羽幌町緑町45番地の18、生年月日、昭和40年11月9日、以上4名の方を指名します。補充員に、棟方法男氏、住所、羽幌町南5条3丁目9番地、生年月日、昭和43年2月3日、芳賀美穂氏、住所、羽幌町北5条1丁目2番地、生年月日、昭和43年3月16日、佐藤宇礼氏、住所、羽幌町南5条4丁目4番地、生年月日、昭和44年8月15日、工藤喜文氏、住所、羽幌町字朝日1167番地の7、生年月日、昭和49年10月31日、以上4名の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名した8名をそれぞれ当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した8名の方が羽幌町選挙管理委員会の委員及び補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま補充員の指名をした順序にしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序はただいま指名した順序に決定しました。

なお、当選された8名の方には、会議規則第33条第2項の規定により議長名をもって

告知いたします。

◎発議第17号

○議長（森 淳君） 日程第12、発議第17号 羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、熊谷俊幸君。

○6番（熊谷俊幸君） 発議第17号 羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則。

平成27年9月16日提出。

提出者、羽幌町議会議員、熊谷俊幸。賛成者、羽幌町議会議員、船本秀雄、同じく、磯野直。

提案理由、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものである。

羽幌町議会会議規則の一部を改正する規則。

羽幌町議会会議規則（昭和63年羽幌町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。第2条に次の1項を加える。

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから発議第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第17号は原案のとおり可決されました。

◎発議第18号

○議長（森 淳君） 日程第13、発議第18号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思っております。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第18号の議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第19号

○議長（森 淳君） 日程第14、発議第19号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第19号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第1号

○議長（森 淳君） 日程第15、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月16日提出。

提出者、羽幌町議会議員、船本秀雄。賛成者、羽幌町議会議員、小寺光一、同じく、逢坂照雄。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援して

きたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成27年9月16日、北海道羽幌町議会議長、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上でございます。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎意見案第2号

○議長（森 淳君） 日程第16、意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出につ

いて。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月16日提出。

提出者、羽幌町議会議員、金木直文。賛成者、羽幌町議会議員、熊谷俊幸、同じく、船本秀雄。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大するなかで、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
3. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を検討すること。
4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止等減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。また、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

5. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。
6. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年9月16日、羽幌町議会議長、森淳。

意見書提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣、地方創生担当大臣。

以上です。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の日程は全部終了しました。

したがって、平成27年第5回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前11時36分）